

## 2021 年度社会福祉法人キリスト教児童福祉会事業計画

当法人の理念は、「神の家族」の教えのもと、社会的養護の使命を果たすことにある。この理念は、創設時からのものであり、当法人の原点となる教えである。具体的には、家庭的な雰囲気のもとで一人ひとりの子どもに寄り添い、その子らしい生き方に繋がる支援に力を尽くすことであるが、昨年度広安愛児園とこども L.E.C.センターで起きた職員による不適切な処遇や聖母愛児園で起きた子どもの自死事件により、当法人の理念が施設運営に十分反映されていない実態が浮き彫りとなった。今年度は、昨年度の各施設における不幸な出来事をきちんと振り返り、職員の意識と施設の運営の改善・改革を図り、あるべき子どもの施設をめざし、原点に戻り再スタートの覚悟をもって臨むこととする。

### 1 基本方針

- (1) 児童養護施設「広安愛児園」、同「聖母愛児園」、児童心理治療施設「こども L.E.C.センター」の運営にあたっては、まず子どもの権利擁護や最善の利益の考えを職員すべてが正しく理解し、実践につなげていくことが求められる。そのために、児童虐待の問題を含めた子どもの権利に関する職員研修をすみやかに実施することとする。同時に、苦情解決システムの活用にとどまることなく、子どもの意見を積極的に取り入れるための方途を新たに講じることとする。
- (2) 上記の各施設の職員については、勤務体制の見直しを図るだけでなく、パワハラ・セクハラ等のハラスメントがない職場環境の構築をめざす。ハラスメントに対する職員の理解を徹底するために研修の機会を設けるとともに、職員が利用しやすい相談窓口を設置する。また、職員のメンタルヘルスのために、外部機関と連携した施設の体制を整備する。

- (3) 子どもの処遇に関する職員のスキルを向上させるために職員が施設内外の研修やケース研究に参加する機会を積極的に提供する。また、行政や児童相談所、教育、医療分野等関係機関との連携を強化し、職員の専門性の向上につなげる。
- (4) 今年度は、以上のおおりに、子どもの施設としての社会的役割をはたすために、職員の意識の向上と子どもと職員にとって心地よい生活と職場環境の改善に注力することとする。
- (5) 法人と各施設の将来を見据え、職員の意見・協力を得て中長期の事業計画の見直し、もしくは策定をする。そのために、各施設に将来検討委員会（プロジェクト）を立ち上げる。

## 2 評議員会・理事会

- (1) 定時評議員会 6月
- (2) 定例理事会 5月、9月、12月、3月
- (3) 臨時評議員会 必要に応じ開催
- (4) 臨時理事会 必要に応じ開催
- (5) 役員名簿 別紙役員名簿

## 3 運営方針

- (1) 日本福音ルーテル教会との連携
  - ① 日本福音ルーテル健軍教会とともに、キリスト教の教えを理念とする社会福祉事業を展開する。
  - ② 創始者の思いを受け継ぎ、キリスト教の愛にもとづく奉仕の業に参加する。
  - ③ 職員に対し、法人理念の浸透を図る。但し、宗教の強要はしない。
- (2) 基本方針の実践
  - ① 法人の上記基本方針を受け、法人は、各施設が基本方針を実践するよう指

導監督する。

- ② 法人は、各施設の協調機能を強化し、人材を育成するため、人事交流を含めた制度の構築を検討する。

### (3) 法人と各施設の連携

- ① 各施設の運営の実態を把握するため、法人の理事は、少なくとも年1回各施設の職員と個別面談をする。
- ② 法人の理事又は監事は、できるだけ各施設の運営委員会もしくは職員会議に出席することに努める。

## 4 各施設への指導

### (1) 児童自立支援サービス

- ① ノーマライゼーションの推進の中で、子ども達に豊かな知識と生活体験を得る機会の増進に努める。
- ② 常にこどもの最善の利益について熟考し、こどもの権利を擁護する。又、児童自身にも権利を伝え、人権侵害の起こらない施設づくりに努める。
- ③ 地域小規模施設事業を軌道に乗せ、その趣旨を積極的に活かし、児童の自活、自立支援の機能向上を図る。
- ④ 高校生に自己選択、自己決定の支援を行い、自立準備に努める。

### (2) 職員処遇向上と職務評価

- ① 自己研修を奨励し、職員の資質向上に向けた基本姿勢を確立する。
- ② 先進的な社会福祉事業を展開している他施設の見学を奨励する。
- ③ 労働基準法を遵守し、労務管理を見直し、職員の勤務体制及び業務の効率化を目指す。
- ④ 職員に対するスーパービジョン（訓練、指導、精神的援助）を必要に応じて行う。

### (3) 家庭支援サービス（地域に向けて）

- ① 子育ての休息タイムとして、ショートステイ、トワイライトステイの各事業を活用していただけるよう地域への啓発を行う。
- ② 社会福祉施設の機能を開放し、地域住民の福祉向上に貢献する。体育館、野球場、サッカーグラウンドの提供。
- ③ 保育所デイサービスのカリキュラムを充実し、地域の保育ニーズに貢献していく。

#### (4) 福祉ボランティアの育成

- ① 教育行政機関における新任研修等に、福祉教育の場を提供する。
- ② 学校、社会人の実習生を受け入れ、福祉の啓発と教育指導を行う。
- ③ ボランティア担当職員を設定し、ボランティアの開拓、受け入れ、育成と教育指導を行うと共にボランティアミーティングを計画実施する。

## 5 環境整備

- (1) 安全対策と事故防止に努め、子どもたちを危険から守る。
- (2) 緑化推進と計画的植栽を行い自然を守り、子どもたちが豊かな自然の中で育つことによる情緒の安定を図る。
- (3) メンテナンスマニュアルを活用し、建物・設備の維持管理の徹底を図る。長期的建物補修の計画を策定し、そのための財源確保を計画的に蓄え、「生活の質」の低下防止に努める。

## 6 財政安定への努力

- (1) 厚生労働省のメニュー補助事業及び単県補助事業を積極的に活用し、補助金収入の増額を図り、福祉サービスの向上を目指す。
- (2) 広報用新聞、パンフレットを活用し、福祉の啓蒙を進めると共に「事業報告書」「財務諸表」等の情報を開示し、地域から信頼される施設となる。
- (3) 施設サービスの質を向上し、社会的養護の必要な児童に対する地域・行政の期待に積極的に応える。

- (4) 無駄遣いを省き、資源の有効活用、リサイクル意識を徹底し、地球温暖化防止に向け取り組む。

## 7 ハラスメントと施設内虐待の根絶

冒頭でも述べているとおり、昨年度各施設でハラスメントや施設内虐待ともとられかねない事態がいくつか発生している。職員の働きやすい職場、子どもたちが安心安全に暮らせる環境ではないことが懸念される。役員・職員一同、初心に戻り、これらの事案が今後2度と発生しないよう、さらなる意識向上を目指すよう心がけたい。

## 8 新型コロナウイルスの対策について

新型コロナウイルスは、ワクチンの供給がはじまろうとする一方で、変異株の問題が生じており、収まるのかどうか予断を許さない状況にある。引き続き、各施設でお預かりしている子どもたち、また職員にも罹患者が出ないよう、人混みへの外出を控え、マスク着用、手洗いうがいを徹底的に励行し、万全の体制で臨みたい。